

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
- ・ 連結計算書類の 「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- ・ 計算書類の 「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

上記事業報告の「業務の適正を確保するための体制」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.j-oil.com/ir/stock_information/general_meeting.html) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社 J-オイルミルズ

業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「Joy for Life。-食で未来によるこびを-」をはじめとする企業理念の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
- ② 代表取締役社長執行役員の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する経営リスク委員会を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
- ③ ESG経営を重視して、ESG意識の涵養、教育・啓発を目的としたコーポレートコミュニケーション部を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定期的に行います。
- ④ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として内部通報制度（ヘルプライン）についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、経営リスク委員会に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
- ⑤ さらに、独占禁止法遵守にあたっては、特にそのガイドラインを策定し、取締役、従業員等を問わず、その周知徹底を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
- ⑦ これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部門において必要な研修を定期的に行います。
- ⑧ これら内部統制システムに関連する各部門での活動を円滑に進めさせることを目的とした総務・ガバナンス推進部を設置し、内部統制に関連する活動が、当社グループ全体として、横断的かつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。

（２）取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。

- (Ⅰ) 株主総会議事録と関連資料
- (Ⅱ) 取締役会議事録と関連資料
- (Ⅲ) 代表取締役社長執行役員が招集する経営会議議事録と関連資料
- (Ⅳ) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- (Ⅴ) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、代表取締役社長執行役員を委員長とする経営リスク委員会の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「経営リスク委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ② また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会は、取締役会規則に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
 - ② 全ての常勤取締役および代表取締役社長執行役員の名指する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
 - ③ 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた「業務執行規程」、「分課分掌規程」等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
 - ④ 経営方針を踏まえた経営計画を定め、当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、各部門等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。
- (5) **次に掲げる体制その他のJ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制**
- ① **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制**
グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。
 - ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
当社の経営リスク委員会の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえで具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「経営リスク委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
 - ③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (I) 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。
 - (II) グループ会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。
 - ④ **子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - (I) 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「J-オイルミルズ行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための経営リスク委員会等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。
 - (II) 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。
 - (III) 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。
- (6) **監査役監査の実効性を確保するための体制**
- ① **監査役を補助すべき使用人に関する事項**
 - (I) 監査役を補助するため、監査役室を設置し、2名の専任者を配置します。監査役を補助する従業員（以下「監査役室スタッフ」といいますー兼務者を含む）は監査役の指揮命令下で職務を遂行します。

- (II) 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

② 監査役への報告に関する体制

- (I) 取締役および従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (II) 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- (III) グループ会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (IV) 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
- (V) 内部通報に関する情報は、総務・ガバナンス推進部より監査役に報告することとします。
- (VI) (I)(II)(III)の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないことを確保するための体制を整備します。

③ 監査費用の処理に係る方針

監査役職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために独自の外部専門家（法律・会計・税務等）を活用する場合の費用を含みます。また、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を処理します。

④ その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

- (I) 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- (II) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
- (III) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- (IV) 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
- (V) 監査役会は、代表取締役、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、「経営リスク委員会」とその傘下のコンプライアンス部会が中心となって「J-オイルミルズ行動規範」に基づいたコンプライアンス活動を統括しており、グループ全従業員にハンディタイプの行動規範を配布し、イントラネット等による情報発信や研修等を定期的実施することで、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、「企業倫理規程」の定めに従い社内外に公益通報の相談窓口を設置し、海外子会社を含めた内部通報対応を行うことで、問題の早期発見と改善措置に努めております。2021年度は、独占禁止法に関する全社研修や、ハラスメント防止に関するワークショップを実施するなどしてコンプライアンス意識の啓発に取り組ましました。

(2) リスクマネジメントに関する取組み

当社グループは、経営に大きく影響を及ぼしかねない危機発生時への対応と潜在的なリスクへの対応と低減を図るため「経営リスク委員会」とその傘下のリスクマネジメント部会を中心とするリスク管理体制を整備しており、全社的に重大な経営リスクと各部門で抽出した重要リスクについて、PDCAサイクルを回すことでリスクマネジメントを行っております。2021年度は、重要テーマとして新型コロナウイルス対応を継続するとともに、サイバーセキュリティや自然災害対応（BCP）に取り組ましました。

(3) グループ全体での内部統制に関する取組み

当社グループは、グループ全体での内部統制を強化すべく、関係会社運営規程に基づいた管理を実施しております。グループ会社に対しては、当社の統括部署へ定期的な報告を行うことを義務付けるとともに、重要案件については当社の稟議規程に基づいた承認を得ることとしております。また、経営リスク委員会は、グループ会社も対象範囲として活動しております。2021年度は、グループ会社のランク分けや統括部署の役割の整理を行ったうえで、関係会社運営規程の改定を行い、グループガバナンスの強化に取り組ましました。

(4) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議・経営リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。さらには、代表取締役とは毎月の定例会議の実施、各取締役とは年2回の定例監査、また、必要に応じて社外取締役とのミーティングや各部門長等からのヒアリングを実施しております。なお、監査部とは月例ミーティングを行い監査先情報の共有を図っており、会計監査人からは四半期監査報告を受け意見交換を行うとともに、監査部も含めた三様監査ミーティングも実施するなどして、監査の実効性を高めています。

以上

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	31,633	48,921	△1,088	89,467
会計方針の変更による累積的影響額			△70		△70
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	31,633	48,850	△1,088	89,396
当期変動額					
剰余金の配当			△1,667		△1,667
親会社株主に帰属する当期純利益			1,953		1,953
持分法の適用範囲の変動				114	114
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		162	162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	286	275	561
当期末残高	10,000	31,633	49,137	△812	89,958

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,413	192	94	△62	4,638	370	94,475
会計方針の変更による累積的影響額							△70
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,413	192	94	△62	4,638	370	94,405
当期変動額							
剰余金の配当							△1,667
親会社株主に帰属する当期純利益							1,953
持分法の適用範囲の変動							114
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△870	176	136	93	△463	20	△443
当期変動額合計	△870	176	136	93	△463	20	118
当期末残高	3,543	369	230	31	4,175	390	94,523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

I. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 4社
主要な連結子会社の名称
㈱J-NIKKAパートナーズ
当連結会計年度において、㈱J-ケミカル（現MGCウッドケム㈱）の全株式を譲渡したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称
㈱J-若松サービス、J-ミール物流㈱
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

II. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称
持分法を適用した関連会社の数 4社
持分法を適用した主要な関連会社の名称
太田油脂㈱、Premium Vegetable Oils Sdn Bhd
当連結会計年度において、㈱J-ケミカル（現MGCウッドケム㈱）の全株式を譲渡したことに伴い、同社が株式を保有していた㈱ユタカケミカル（現MGCウッドケム㈱）を持分法の適用範囲から除外しております。また、辻製油㈱の全株式を譲渡したことに伴い、同社を持分法の適用範囲から除外しております。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
主要な会社等の名称
（非連結子会社）
㈱J-若松サービス、J-ミール物流㈱
（関連会社）
千葉オーシャンターミナル㈱
持分法を適用しない理由
いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

Ⅲ. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純式等以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株……………移動平均法に基づく原価法
式等

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ ……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産 ……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物が8年～50年、機械装置及び運搬具が7年～15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利通貨スワップ	外貨建借入金

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。但し、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理することとしております。

【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社及び国内連結子会社の製品売上については、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、変更に伴い、顧客に製品を実際に納品した時点もしくは納品が見込まれる時点で収益を認識することとしております。さらに、当社及び国内連結子会社において、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました一部の費用について、顧客に支払われる対価として当連結会計年度より売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識基準会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は1,342百万円減少し、売上原価は92百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,254百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は70百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

【会計上の見積りに関する注記】

I. 投資有価証券の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当社は、2019年12月にPremium Vegetable Oils Sdn Bhd (以下、PVO社)による第三者割当増資の引受に伴い持分比率20%分の株式を取得した結果、持分法適用の範囲に含めております。2022年3月期の連結貸借対照表においては、PVO社に対する持分法投資残高1,091百万円が含まれており、当該残高にはのれんに配分された金額が相対的に多額な状況であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損の兆候を識別した場合に、のれんが帰属する資産グループについて当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損処理の要否について判定し、将来キャッシュ・フローについてはPVO社の将来の事業計画に基づき算定しております。

- ② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 将来キャッシュ・フローの見積りに使用した主要な仮定は、PVO社の取締役会によって承認された事業計画の販売単価と販売数量であり、事業計画期間後についてはマレーシアの物価上昇率を考慮しております。これらの仮定に基づく数値は、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られたデータを基礎としております。
- ③ 翌年度の連結計算書類に与える影響
 当連結会計年度末においてはPVO社に係る割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を超過しておりますが、事業計画の販売単価と販売数量が未達の場合には、投資有価証券の減損処理が必要となる可能性があります。

II. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当年度の連結計算書類に計上した金額
 2022年3月期の連結貸借対照表において、182百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は3,247百万円）を計上しております。
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、今後の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 123,348百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

I. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 33,508,446 株

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

II. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	833	50.0	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月4日 取締役会	普通株式	833	25.0	2021年9月30日	2021年12月2日

(注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2021年6月24日定時株主総会決議による1株当たり配当額は当該株式分割前の内容を記載しております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	833	25.0	2022年3月31日	2022年6月28日

【金融商品に関する注記】

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長7年後であります。このうち一部は、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利通貨スワップ）を利用してヘッジする場合があります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。また、当連結会計年度末において金利通貨スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先に関する契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先担当部署が営業債権を有する取引先の状況を定期的に確認するとともに、与信限度額に対する日次での債権残高管理を実施しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用することがあります。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた管理規程に基づいて行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「II. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち12.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 ^(※1)	6,702	6,702	—
資産計	6,702	6,702	—
(1) 社債	12,000	11,964	△36
(2) 長期借入金 ^(※2)	6,340	6,260	△79
負債計	18,340	18,224	△115
デリバティブ取引 ^(※3)	533	533	—

(※1) なお、市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,758百万円

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

III. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1の以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価のインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	6,702			6,702
資産計	6,702			6,702
デリバティブ取引 通貨関連		533		533

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債		11,964		11,964
長期借入金		6,260		6,260
負債計		18,224		18,224

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

投資有価証券のうち、上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

デリバティブ取引については全て為替予約取引であり、為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき、為替レートといった観察可能なインプットを用いた割引現在価値法により算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

・社債

当社グループの発行する社債の時価については、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値といった観察可能なインプットを用いて算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引関係

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		12,569	—	498
	ユーロ		715	—	34
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		7,959	—	(※2)
	ユーロ		687	—	(※2)
合計			21,931	—	

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為その時価は当該買掛金の時価に含めております。

② 金利関連

該当するものではありません。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 2,846.30円

(2) 1株当たり当期純利益 59.24円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は268,600株、期中平均株式数は293,585株であります。

【収益認識に関する注記】

(1) 収益の分解情報

収益認識の財又はサービスの種類別に分解した金額は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	売上区分			その他	合計
	油脂事業	スペシヤリティ フード事業	計		
売上高					
家庭用油脂	26,249	—	26,249	—	26,249
業務用油脂	94,039	—	94,039	—	94,039
ミール類	58,075	—	58,075	—	58,075
油脂加工品	—	12,700	12,700	—	12,700
テクスチャー デザイン	—	7,724	7,724	—	7,724
ファイン	—	703	703	—	703
その他	—	—	—	2,058	2,058
顧客との契約から生じる 収益	178,364	21,128	199,493	2,058	201,551
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	178,364	21,128	199,493	2,058	201,551

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、家庭用油脂製品及び業務用油脂製品、並びに油糧（ミール類）の生産販売を中核とする油脂事業と、当社独自の油脂加工技術やアプリケーション技術を駆使した製品開発及び販売を行うスペシヤリティフード事業を主な事業内容としております。スペシヤリティフード事業については、マーガリンや粉末油脂の加工販売を行う油脂加工品事業、スターチ製品の開発と加工販売を行うテクスチャーデザイン事業、さらにはトコフェロールや大豆イソフラボン等の機能性素材の加工販売を行うファイン事業から構成されております。

これらの製品販売については、製品出荷後の顧客への引き渡しが見込まれる時点で製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該引渡予定日時点で収益を認識しております。

製品販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額に応じて支払う奨励金や割戻金、並びに販売拡大を目的として支払う協賛金等について控除して算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価については返金負債として計上しております。当該返金負債の見積にあたっては、顧客別製品群ごとの契約達成条件上の支払額や割戻率、並びに契約対象期間の販売実績等の主要な仮定に基づき、最頻値法により見積計算を行っております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,958
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	35,126
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【追加情報】

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する重要な会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の収束時期などを予測することは困難ですが、当社グループの事業活動への影響については、2023年3月期も続くものと仮定して、固定資産の減損損失等の会計上の見積りを行っております。これらの仮定は不確実性が高いため、その影響が長期化した場合には将来において連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	169	29,211	29,383	△972	82,128
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△66	△66	—	△66
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	169	29,144	29,316	△972	82,061
当期変動額										
剰余金の配当							△1,667	△1,667		△1,667
当期純利益							5,893	5,893		5,893
固定資産圧縮積立金の取崩						△20	20	—		—
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			0	0					162	162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△20	4,247	4,226	160	4,387
当期末残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	149	33,391	33,542	△811	86,449

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,778	192	3,971	86,099
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△66
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,778	192	3,971	86,032
当期変動額				
剰余金の配当				△1,667
当期純利益				5,893
固定資産圧縮積立金の取崩				—
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				162
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△234	176	△57	△57
当期変動額合計	△234	176	△57	4,329
当期末残高	3,543	369	3,913	90,362

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

I. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入
株式等以外のも……………法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

の

市場価格のない……………移動平均法に基づく原価法

株式等

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下によ
る簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下に
よる簿価切下げの方法により算定）

II. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が8年～50年、構築物が10年～50
年、機械及び装置が7年～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利
用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、
残存価額を零とする定額法を採用しております。

III. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

IV. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理
しております。

V. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権
等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を
計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要額を見積計上することとしております。

(7) 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる損失金額を計上しております。

VI. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利通貨スワップ	外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

VII. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社の製品売上については、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、変更に伴い、顧客に製品を実際に納品した時点もしくは納品が見込まれる時点で収益を認識することとしております。さらに、当社において、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました一部の費用について、顧客に支払われる対価として当事業年度より売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識基準会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は1,284百万円減少し、売上原価は73百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,215百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は66百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払費用」に含めて表示していた顧客に返金することが見込まれる負債については、「流動負債」の「返金負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

I. 関係会社株式の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当社は、2019年12月にPremium Vegetable Oils Sdn Bhd (以下、PVO社)による第三者割当増資の引受に伴い持分比率20%分の株式を取得した結果、取得原価相当額1,001百万円について関係会社株式として計算書類に計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

PVO社株式は市場価格のない株式であるため、当該株式の実質価額はPVO社の超過収益力を反映して算出しております。減損処理の要否の判断については、PVO社の将来の事業計画に基づく超過収益力の毀損による実質価額の著しい低下の有無について検討しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

PVO社に係る実質価額の算出に使用した主な仮定は、PVO社の取締役会によって承認された事業計画の販売単価と販売数量であり、事業計画期間後についてはマレーシアの物価上昇率を考慮して算定しております。これらの仮定に基づく数値は、外部情報及び内部情報の両方から得られたデータを基礎としております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当事業年度末においては、PVO社に係る実質価額が帳簿価額を超過しておりますが、事業計画の販売単価と販売数量が未達の場合には、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

II. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

2022年3月期の貸借対照表において、2,971百万円（繰延税金負債と相殺前の金額）を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項【会計上の見積りに関する注記】繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

I. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	8,094百万円
短期金銭債務	5,243百万円

II. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	122,971百万円
----------------	------------

【損益計算書に関する注記】

I. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	61,850百万円
仕入高	17,408百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,266百万円

II. 減損損失の内容は次のとおりであります。

場所	用途	種類	金額（百万円）
静岡市清水区	マーガリン事業用資産	建物、機械装置等	403
北九州市若松区	油脂事業用資産	建物、機械装置等	268

当社は、事業用資産においては事業区分を基準に、本社・研究所等に関しては共用資産として資産のグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取り扱っております。

その結果、スペシャリティフード事業において、油脂加工品事業の採算性悪化に伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（403百万円）として計上しております。その内訳は建物及び機械装置等であります。また、油脂事業において、国内の生産体制を一部変更し生産機能の最適化に伴い、当該資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（268百万円）として計上しております。その内訳は建物及び機械装置等であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	515,506	1,008	81,382	435,132

- (注) 1. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 自己株式数には信託が保有する自社の株式が当事業年度期首349,800株、当事業年度末268,600株含まれております。
 3. (変動事由の概要) 増加は単元未満株式の買取、減少は単元未満株式の買増請求であります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
土地評価減	273
減価償却費	51
減損損失	724
有価証券評価減	96
会員権等評価減	61
貸倒引当金	37
未払金	649
未払事業税	64
賞与引当金	236
退職給付引当金	1,312
その他	175
繰延税金資産小計	3,684
評価性引当額	△713
繰延税金資産合計	2,971
繰延税金負債	
土地の評価増による増加	△2,355
退職給付信託に係る益金不算入額	△396
固定資産圧縮積立金	△65
その他有価証券評価差額金	△1,478
繰延ヘッジ損益	△163
繰延税金負債合計	△4,460
繰延税金負債の純額	△1,489

【関連当事者との取引に関する注記】

I. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係 会社	味の素(株)	東京都 中央区	79,863	食料品等 製造 その他	被所有 直接 27.2	当社製品の販売 および 原材料の仕入 役員の兼任1人	油脂製品の 販売 (注1, 2)	44,957	売掛金	4,248
							原材料の 仕入 (注2)	7,851	買掛金	2,330
主要 株主	三井物産(株)	東京都 千代田区	342,384	総合商社	被所有 直接 12.6	当社製品の販売 および 原材料の仕入	油脂製品の 販売 (注2)	14,866	売掛金	3,275
							原材料の 仕入 (注2)	56,052	買掛金	7,163

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 一部の対象製品の販売については、味の素(株)の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。
- (注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

II. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株J-N I K K A パートナーズ	東京都 中央区	20	油脂事業	直接 100	当社製品の販売 役員の兼任3人	油脂製品の 販売 (注1)	15,652	売掛金	3,254
							資金の預託 (注2)	798	預り金	1,702
子会社	株J-ケミカル (現MGCウッドケム(株))	東京都 中央区	90	ケミカル 販売	直接 100	役員の兼任1人	受取配当金	2,277	-	-
関連 会社	辻製油(株)	三重県 松阪市	30	油脂事業	直接 20 被所有 直接 1.2	当社製品の販売 役員の兼任1人	関係会社 株式の売却	1,647	-	-
							関係会社 株式売却益	1,036	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。
- (注2) 資金の預託による利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注4) 株式会社J-ケミカル(現MGCウッドケム株式会社)は、2021年5月31日に全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。なお、上記の所在地、議決権等の所有(被所有)割合、関係内容および取引金額については、当該除外直前の内容を記載しております。
- (注5) 当社が保有する辻製油株式会社の全株式を2022年3月31日に同社に譲渡したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。株式の売却価額は、合理的に決定した契約価格によっており、支払条件は一括現金払いであります。なお、上記の議決権等の所有(被所有)割合、関係内容および取引金額については、当該除外直前の内容を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1)	1株当たり純資産額	2,732.18円
(2)	1株当たり当期純利益	178.34円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は268,600株、期中平均株式数は293,585株であります。

【収益認識に関する注記】

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【追加情報】

詳細は、連結計算書類「連結注記表【追加情報】」に記載のとおりです。